

## 大井町中小企業ビジネスDX応援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町の中小企業事業者が持続的な発展を図るため、DXの推進による経営基盤強化事業を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は当該中小企業者で構成する団体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等とする。

- (1) 町内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も引き続き町内で当該事業を営む予定のある者
- (2) 町内に住所（法人にあっては、事業所の所在地）を有している者
- (3) 町税の納税義務者であって、町税を滞納していないこと

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同年度内の当該事業について、町が実施する他の補助事業の交付決定を受けた事業は補助対象事業としない。

### (補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 前項に定める補助対象経費は、町内の事業所に係る経費のみとする。
- 3 月額定額制料金の場合は、初月利用分から起算して同年度2月末日までとする。
- 4 第1項に定める補助対象経費を外貨で支払った場合は、支払日の為替レートに基づき、日本円に換算し、補助金の額を算出することとする。
- 5 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大井町中小

企業ビジネスDX応援事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げる申請は、同年度内、各事業1回とする。
- 3 第1項に掲げる申請は、事業に着手する前にしなければならない。ただし、別表第2に規定する補助対象事業において、月額定額制料金の場合は、補助対象経費の金額が確定した後、同年度2月末日までに申請するものとする。

#### (交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付を交付すべきものと認めたときは、大井町中小企業ビジネスDX応援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

#### (事業計画変更等)

第8条 補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の内容に変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合には、速やかに大井町中小企業ビジネスDX応援事業費補助金計画変更・中止申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

#### (交付決定変更通知)

第9条 町長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付を変更すべきものと認めたときは、大井町中小企業ビジネスDX応援事業費補助金変更等承認(不承認)決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第10条 補助事業者は、当該申請に係る事業が完了したときは、大井町中小企業ビジネスDX応援事業費補助金実績報告書(第5号様式)に、必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

#### (補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助金額を確定し、当該申請者に対し、速やかに大井町中小企業ビジネスDX応援事業費補助金交付額確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

#### (補助金の交付)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付確定通知を受けた場合は、大井町中小企業ビジネスDX応援事業費補助金請求書(第7号様式)を町長に提出する

ものとする。

- 2 町長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第 13 条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

- 2 町長は、前項の補助金の全部又は一部を取り消したときは、大井町中小企業ビジネスDX応援事業費補助金取消通知書（第 8 号様式）により、補助金交付決定の取り消しを受けた者に通知しなければならない。

- 3 町長は、補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大井町中小企業ビジネスDX応援事業費補助金返還命令書（第 9 号様式）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付則 この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	内容
デジタル化推進事業	デジタル化やIT化の推進により業務効率化、生産性向上を図ろうとする事業
広報及びマーケティング事業	広報及びマーケティングの推進により商品やサービスの効率化を図ろうとする事業

別表第2（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
デジタル化推進事業	デジタル化推進事業に要する次に掲げる費用 (1)キャッシュレス決済端末 (2)POSレジ導入 (3)その他、町長が認めるもの	2分の1以内	15万円
広報及びマーケティング事業	広報及びマーケティング事業に要する次に掲げる費用 (1)ホームページ作成及び更新費用 (2)Web広告掲載料金 (3)マーケティング調査費用 (4)ECサイト利用料金 (5)その他、町長が認めるもの		